



Title	「恒貞親王伝」考：その 文学 的表現性をめぐって
Author(s)	河野, 友哉
Citation	国語国文研究, 152, 1-15
Issue Date	2019-03-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89733
Type	article
File Information	Kokugokokubunkenkyu_152_01-15.pdf



[Instructions for use](#)

「恒貞親王伝」考

——その〈文学〉的表現性をめぐって——

河野友哉

一 緒言

「漢文伝」と聞くと国史所収の薨卒伝の類が真っ先に想起されるだろうが、『本朝書籍目録』に「人々伝」として載る、単行の人物伝もまた、その存在を無視することができない。とりわけ、後述のごとき研究史上の問題を抱えている「恒貞親王伝」は脚光を浴びるに十分値するテキストであろう。というのも、恒貞は平安朝初期政治史における一大局面、「承和の変」の憂き目にあつた悲劇の親王として知られ、『三代実録』元慶八年九月二十日条にその薨伝を収めるが、その薨伝は今井源衛氏が「記事としてもいうに足らず」と指摘する(1)ごとく、この単行の「恒貞親王伝」に比して、分量・内容いずれも簡略なテキストではないのである。加えて、その撰者(作者)は紀長谷雄とも三善清行とも言われ未だ定解を得ないものの、平安朝前期における当代きつての文人の筆になるものと措定されている点

も見逃せない。そして欠文こそあれ一卷が現存し、『続群書類従』にも収められている(3)。なお、『後拾遺往生伝』にも「亭子親王、諱恒貞者、淳和天皇第三子也。……」(4)として恒貞の伝が見えるが、これは後藤昭雄氏が指摘している通り、「恒貞親王伝」を概ね利用した上で潤色、補整が施された改作と見てよいだろう。本稿では、『続群書類従』所収のテキストを「恒貞親王伝」と呼び、『後拾遺往生伝』所収のテキストについては必要がない限り触れない。さて、かような「恒貞親王伝」(以下、「親王伝」)をめぐる研究史を以下簡略に記す。

まず、今井源衛氏は作中の廃太子の場面について、「それが単なる同情の域を越えて藤氏の陰謀を看破したものの憤りさえうかがえるのではないか」「作者のこういう讚美の態度は、政治的立場の強い国史伝にはいかにも許され難いもの」と評し、次いで『群書解題』にも、「承和の変(八四二)における恒貞親王の立場を釈明する意図を持つ作かとみられる点もあり、あるいは親王と何等かの関係ありし者ないしは大覚寺関係者の作かとも推察される」(5)「好意的な書き振

りを以て一貫しており、一つの親王伝として、国史の欠を補うところがある」と載る。また、所功氏は「単なる事実を書くだけでなく、各々に、親王自身の言葉や周囲の人々の言葉を用ひて、その時々感情(苦惱・決意あるひは賞讃・同情など)をリアルに語らしめてゐる」と指摘し、渡辺秀夫氏も同様に「かえつて親王の廢太子が讒言による冤罪、疑獄であつたことを当局に突きつけ、正史と鋭く対立しながらその不当性を強く主張する作品」と見なす。

以上、厚いとは到底言い難い従前の研究史においては、専ら内容上の政治的批判性ないし批判意識にのみ焦点が当てられがちであつた。無論、批判意識や抒情的表現という内容面について、先学がそれらを〈文学〉的萌芽と指摘することを否定はしない。だが、そのような視点だけで「親王伝」の持つ性格を明らかにし得るのだろうか。もし仮に〈文学〉性ないし〈文学〉的萌芽をそこに探るのであれば、もう少し異なる視点も必要になるはずであろう。

かかる問題意識のもと、「親王伝」というテキストの持つ〈文学〉性を従来とは違つた角度から問うてみようというのが、とりもなおさず本稿の目的であり、具体的には出典論的考察や歴史叙述との比較によって、その表現性についていささかの卑見を述べようとするものである。前掲注1今井論文が、漢文伝が「若干の寄与をしている」と述べる仮名散文物語は、「親王伝」の成立からそう遠くないうちに誕生する。ゆえにその表現性という点において、「親王伝」は仮名散文と関係してくるのか、あるいはしてこないのか。その点も併せて視野に入れたい。

また、稿者の主張する〈文学〉性、すなわち一体何を以てそのテ

キストを〈文学〉的である／ないと見なすのかという点について述べておく必要がある。前述のごとく先学の論では主として政治的な批判性を以て、(その後の物語文学にも繋がる)〈文学〉性としていた。無論それも〈文学〉性を構成する要素の一つではあるが、本稿では「事実性の捨象」「実用性の否定」という点を核として論述を進めたい。例えば今井源衛氏は「正史に直結する公儀的⁽⁷⁾文字」を最右翼として、女子供にその最大の支持者を持った物語文学を最左翼とする古代散文文学の全分野の中で漢文伝はそれらの中間にあつてかなり大きな役割を荷つていた」と述べるが、ここでいう「公儀的」なテキスト、すなわち正史を始めとする歴史文献を「公儀的」ならしめているものは政治的なイデオロギーだけでなく、それが事実だという体裁を取る「事実性」であり、かつ治天のためであるという、前提としての「実用性」も挙げられるのではなからうか。無論、〈文学〉性とは何かという問いは容易に答え得るものではなく、具体的には、次節以降各論に即して説明したい。

なお、各種文献は各々所掲の書物に基づいたが、私意により返り点や句読点を補い、適当と思われる形で引用した。また、漢字は原則として通行の字体に改めた。

二 表現をめぐる考察 A

以下、考察 A・B ではいわゆる「承和の変」をめぐる「親王伝」と『続後紀』が同一の内容を記していると思しき箇所を組上に乗せ、各々の記述に見える「表現」にいかなる差異が見て取れ、そしてそ

の差異が意味するところは何かを考えてみる。

左に引く記述は、伴健岑・橘逸勢の謀反が発覚したことを恐れて皇太子の位を辞そうと上疏する恒貞を、仁明が慰留する場面である。

○皇太子恐懼、亦抗表辭讓。天子優答云、「独健岑之凶逆。豈可レ闕_二於太子_一。宜_三存闕略_一。勿_レ介_二中懷_一」。

「親王伝」の当該部分と内容上対応する正史の記述は、『統後紀』承和九年七月二十三日条に見られ、次のごとくである。

●詔曰、…(中略)。若其事_手推究_夜、恐_レ波_レ不善事_乃多有_无事_手、加以後_上天皇_乃厚御恩_手顧_天那_毛求_女事_手不_レ知_奴。今思_保佐_久波、直_上皇太子_乃位_乎停_天。彼此無_レ事_波善_久有_部之_止思_保之_女願。

(講談社学術文庫・下・53頁)

ここで特に注目すべき箇所として、「親王伝」の「豈可レ闕_二於太子_一」という表現を挙げたい。これは「豈に太子を闕くべけんや」と訓めるが、この「闕」の語は文脈を考えれば、単純に皇太子の空位という「状態」のみを指すだけではなく、恒貞に降りかかってくるであろう廃太子という「行為」をも指し示すものと解するべきである。そして、その廃太子という行為を正史は「皇太子_乃位_乎停_天」と表現している。

そこで、そもそも正史叙述において廃太子という事態はどのように表現されてきたのか、六国史中の用例を検して、その具体相を確認しておきたい。

◇皇太子道祖王、身居_二諒闇_一、志在_二淫縱_一。雖_レ加_二教勅_一。曾_レ无_二改悔_一。…(中略)。是日、廢_二皇太子_一、以_レ王嬪_レ第。

(『統日本紀』天平宝字元年三月二十九日／新日本古典文学大系

③・176頁)

◇天平勝宝八歳、皇太子道祖王、諒闇之中、心不_レ在_レ感。九歳三月廿九日辛丑、高野天皇、皇太后、…(中略)。定_二策禁中_一、廢_二皇太子_一、以_レ王嬪_レ第。

(同・淳仁天皇即位前紀／同③・260頁)

◇遣_二中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂・大膳大夫從五位上笠王於山科山陵、…(中略)。中衛中将從四位下紀朝臣古佐美於後佐保山陵_一、以_レ告_下廢_二皇太子_一之_レ状_上。

(同・延暦四年十月八日／同⑤・358～360頁)

◇天皇諱安殿、皇統弥照天皇之長子。母曰_二藤原贈大皇太后_一、宝龜五年、生_二於平城宮_一。延暦四年十月、皇太子被_レ廢、即立_レ諱為_二皇太子_一。

(『日本後紀』平城天皇即位前紀／講談社学術文庫・中・11～12頁)

◇廢_二皇太子_一。劔四口納_レ袋、付_レ勅使右近衛少将藤原朝臣富士麻呂、…(中略)。告_下廢_二皇太子_一状_上曰、…。

(『統日本後紀』承和九年七月二十四日／講談社学術文庫・下・54頁)

◇伝燈修行賢大法師真如、上表曰、「…(中略)」。勅許_レ之。真如者、平城太上天皇太子、弘仁之廢_二皇太子_一也。

(『日本三代実録』貞觀二年十月十五日／新訂増補国史大系・前篇・55頁)

『統紀』にとりわけ顕著に見られるが、六国史全体を通覧しても、廃太子という行為を示す表現としては例外なく「廢_二皇太子_一」が使

われる。かかる「廢_二皇太子_一」は、中国正史にもその類例を求めることができる。

◇幽王嬖_三愛褒姒_一。褒姒生_三子伯服_一。幽王欲_レ廢_二太子_一。太子母、申侯女、而為_レ后。後幽王得_二褒姒_一愛之、

〔『史記』周本紀・幽王三年／新釈漢文大系①・196頁〕
◇帝怒、召_二公卿以下_一會_二議廢立_一。耿宝等承_レ旨、皆以為_二太子當_レ廢_一。……〔中略〕。帝不_レ從、是日遂廢_二太子_一為_二濟陰王_一。

〔後漢書』列伝・來_レ歛／全訳後漢書⑪・315～316頁〕
ただ、歴史文献に見えるこれらの「廢_二皇太子_一」と「親王伝」の「闕_二於太子_一」とに、直ちに对等な比較を施せるかといえは、出現する文脈がそれぞれ地の文、発話であるというただ一点の違いにおいて、方法的疑念を禁じ得ない。というのも、掲出した『統後紀』の対応部分(●)が、天皇による「詔」という文脈だからである。無論、地の文に見える表現も重要な手掛かりとはなり得るものの、「親王伝」の「闕_二於太子_一」という表現が仁明による「発話」という文脈中にある事実はやはり無視がたい。

さて、かような表現の具体相に迫る手掛かりとして、比較に耐える好例がもしあるとすれば、それは「宣命」ではないだろうか。

◇皇太子之位_二賜_レ却_一賜_レ却_一。

〔『統日本紀』宝龜三年五月二十七日／新日本古典文学大系④・

382頁〕

◇皇太子位_二停_レ退_一留_レ狀_一手

〔『統日本後紀』承和九年七月二十四日／講談社学術文庫・下・54頁〕

◇皇太子_二手_レ波_一其位_二廢_一退_レ給_一不_レ已_一畢_レ奴

〔同・承和九年七月二十六日／同・55頁〕

「廢太子」を示す表現として、六国史の宣命体、すなわち詔には、「停」「却」「廢」といった語を見出すことが出来る。そして冒頭で確認した『統後紀』(●)の「皇太子乃位_二停_一天」は、これらの例と大同小異と言って差し支えない。さすれば、その表現は「通常」の歴史叙述の手法に沿ったものでしかなかったと言えようか。

しかし、正史叙述に見える「廢」「却」「停」といった語と「親王伝」の「闕」とでは、やはり後者の方が抽象的であると言うほかに、「廢」や「停」のごとき語に響く直接性を避けた一種の臚化(婉曲)表現であると言えよう。「親王伝」の当該部分であるが、もし従前の歴史叙述の手法で表現するなら、「豈可_レ廢_二太子_一」あるいは「豈可_レ停_二皇太子之位_一」とも書けば良かったはずであり、如上の用例に鑑みても、むしろそのように書く方が一般的だっただろう。だとすれば、「親王伝」の撰者は歴史叙述の手法通りの表現を書けなかったのではなく、むしろ意図的に書かなかつたのだと見るべきである。とはいえ、かかる表現性に、従前の研究史が行ってきたような正史への對抗意識、いわば政治的批評性までを敷衍して読み取る解釈はさすがに牽強付会であり、無理があると言わざるを得ない。

ところで、臚化という点に関して、山口仲美氏論文の「仮名文学の臚化性の問題」に興味深い指摘がある。山口氏は、「平安仮名文学体が、文章の長い歴史の中においてみると、臚化を重んじた一つの時代をなしていたように思われる。こうして、平安仮名文において、重要な表現上の一問題として、臚化性が浮かび上ってくる」と述べ

た上で、「表現の仕方そのものによって、醜化性を得る場合」として、「否定的に表現する」・「具体的な内容を記述することなく、感情語で記述する」などの点を、表現形式が醜化性を獲得する際の基準として掲げ、「表現の醜化性は、接辞・語・語句・文・文章と、あらゆる単位の言語的特色となつてあらわれ、文章全体を覆っている表現上の問題である」と結論付けている。¹¹⁾

山口氏のかような指摘は首肯されよう。「親王伝」と成立時期を近しくし、物語文学の嚆矢たる『竹取物語』を例に挙げて、例えば語や語句の醜化性は十分に求め得る。

①(帝八)かぐや姫の御もとにぞ、御文を書きて通はさせ給ふ。御返り、さすがに憎からず聞こえ交はし給ひて、おもしろく、木草につけても御歌を詠みてつかはす。

②かぐや姫いはく、「……(中略)。い。ま。す。が。り。つ。る。心。ざ。し。ど。も。を。思。ひ。も。知。ら。で、ま。か。り。な。む。ず。る。こ。の。の、口。惜。し。う。侍。り。け。り。

……(中略)。老い衰へ給へるさまを見奉らざらむこそ、恋しからめ」と言ひて、
(同・57～58頁)

③(かくや姫ノ)うち泣きて書く言葉は、

この国に生まれぬるとならば、(翁・媪ヲ)嘆かせ奉らぬ程まで侍らで過ぎ別れぬること、かへすがへす本意なくこそ覚え侍れ。
(同・60～61頁)

右記の例について簡単に説明しよう。①は、抵抗感や嫌悪感、困難を表す「憎し」が否定されて下の「聞こえ交はし」に承接しているが、否定的表現が醜化を作る点は前掲注11山口論文も指摘して

いるし、言葉をやりとりすることが抵抗感や嫌悪感が否定されて行われるとは、どのような事態を指すのか。この部分『角川ソフィア』は「情をこめて」と訳しており、訳出すればその醜化性が雲散霧消してしまふであろう表現だが、例えば「ねんごろに」などと書かずにわざわざ打消という形式を用いて記述した点、やはり遠回しな表現と言ふべきだろう。次に②だが、もし仮に尊敬の「い。ま。す。が。り」を「あり」に戻してみても、「ありつる心ざしども」とは一体何を言っているのか。ここは『竹取物語』全体、地上の両親たる翁・媪がかぐや姫と過ごした時間の種々相を踏まえなければ、その「い。ま。す。が。り」つる心ざしども」の具体的内容は見えてこない。最後に③は、翁・媪が生きている期間まで、つまり「亡くなるまで」と解されるが、わざわざ「嘆かせ奉らぬ程」と表現するのは、あまりに迂遠と言うほかなからう。発話という文脈も勿論考慮すべきだが、内容伝達上の実用性を放棄して、昇天という「親子の離別」——親にとつては「死別」と言う方が適切であろうか——というものがいかに翁・媪を「嘆かせ」るものであるか、極めて抒情的に示す機能を果たす表現と言えないだろうか。

醜化的表現が(文学)性に通ずるといふ点について少し附言しておく。当然のことかもしれないが、「醜化」といふ表現手法は、情報を明示的に伝達するという実用面に価値の重点を置かないものである。そしてテキストが暗示的であるところに、読者の想像力が喚起され、感傷や感興が呼び起こされ得ると言えなからうか。そこに稿者は(文学)性を看取したいのである。

「親王伝」が歴史叙述の直接的な言い回しを避けて、より醜化的・

婉曲的な表現を選び、時代的に近接する仮名散文の物語にも共通する重要な（文学）的表現性を垣間見せたことに、その特質を認めるべきではなからうか。

三 表現をめぐる考察 B

Aに引き続いて「親王伝」と『統後紀』に内容上の対応が見える記述を取り上げるが、左に引く記述は、健岑らの謀反に恒貞が関与しているという旨の密書を受け、恒貞の身柄が確保される場面である。

○初天子避_レ暑御_二冷然院_一、皇太子従_レ之。俄而有_二廢黜之議_一。分使_レ捕_二禁坊司并侍者帶刀等百余人_一。又勅使左近少将藤原良相、率_二近衛卅人_一、囹_二守皇太子直曹_一。皇太子晏然和暢曾無_二懼色_一、飲食言咲無_レ異_二平常_一。謂_二傍人_一曰、「吾以_二非分_一、荷_二此任_一、禍之萌兆早自知_レ之。故数年以来、謝去_二儲君_一不_レ懼_二此敗_一。而不_レ忍_二離背_一、因招_二憂患_一。豈非_二天乎_一。」

所引の「親王伝」と内容上の対応が見えるのは、Aと同じく『統後紀』承和九年七月二十三日条である。

●勅使左近衛少将藤原朝臣良相率_二近衛卅人_一、囹_二守皇太子直曹_一。〈于_レ時_一。皇權_二御冷然院_一、皇太子従_レ之。喚_二集帶刀等_一、令_レ脱_二兵仗_一、積_二置於勅使前_一。又直曹前右兵衛陣下張_二幅一_一、散_二禁坊司及侍者帶刀等於其中_一、自余雜色諸人散_二禁於左右衛門陣_一。……（後略）。なお（）部分は小字双行。

（講談社学術文庫・下・53頁）

恒貞が仁明に従って冷然院に向向していたという内容は、「親王伝」と『統後紀』いずれもが載せる。しかし、「親王伝」では仁明の呼称を「天子」とするのに対し、『統後紀』は「天皇」とする。「天子」とは天帝の子の意で、天命を受けて天下を治める君主を指す、いわゆる君主号である。「親王伝」と『統後紀』とを対照させてみた時、このように呼称の差異が浮かび上がってくるのだが、これはそもそも君主号としての「天子」／「天皇」という問題を孕んでいる。

主に古代史学において、「天皇」は君主号としてのその成立が今日に至るまで議論の対象になってきた。例えば本位田菊士氏は、異姓間の革命・禪譲を肯定する思想（非血統的継承、易姓革命）を背景とする「皇帝」という帝号が日本支配者層には受容しがたいものであったと指摘している¹²、川口勝康氏も「儀制令」天子条に見える「天子」が唐令の「皇帝」¹³天子」とは位相の異なるものであるということ¹⁴を主張している。今は天皇制そのものをめぐる議論にまでは立ち入らないが、「天子」（＝中国皇帝）と「天皇」は単なる君主号の翻訳関係にあるわけではなく、同じ次元にあるとは見なしがたい、ということになる¹⁵。

「天子」と「天皇」との間に存する如上の差異について、史学史的問題はまだ十分に残るものの、本稿ではあくまでも「テキストとして」いかなる表現性を帯びているのか、という点を重視したい。問題とすべきは、現存の「親王伝」全体に六例が見られる「天子」という呼称であるが、全て「在位中の天皇」を示す表現として機能しているのに対し、「天皇」という呼称は原則として回想的場面（いわば大過去）や、太上天皇を示す場合のみに用いられると断ってよい

という点なのである。⁽¹⁵⁾

一方、六国史を紐解いていけば、正史叙述の側にも「天子」という表現の出現することがわかる。

◇大伴金村大連、乃跪上天子。鏡劍璽符。再拜。

(『日本書紀』継体天皇元年二月四日／岩波文庫③・455頁)

◇遂到于京、奉_レ觀_二天子_一。於是、東宮監門郭文举、悉問_二日本国之地里及国初之神名_一。(同・白雉五年二月／同④・525頁)

◇僧玄昉死。玄昉、俗姓阿刀氏。靈龜二年、入唐學問。唐天子_レ尊_レ昉、准_二三品_一、令_レ着紫袈裟。

(『続日本紀』天平十八年六月十八日／新日本古典文学大系③・28～30頁)

しかし、『書紀』や『続紀』においてはそのほとんどが中国皇帝を指すものであり、そうではない残りの例も、實在性・具体性に乏しく、「為政者」を概念的に指すような「天子」であるに留まる。『後紀』は少し事情が違っていて、全六例のうち、「射、天子不_レ御。」(大同元年正月十七日)と「天子於_二掖庭_一曲宴。詠_二殿前校華也_一、后宮弁_レ設珍物。」(天長八年二月十六日・逸文)の二例のみが、前者は桓武、後者は淳和と實在する天皇を指す表現として挙げられるが、残りの四例は中国皇帝を指すものなどで、我が国の天皇を具体的に指し示す表現ではない。『続後紀』では、例えば「孝経援神契」の引用部分であったり(承和元年正月十六日)、中国皇帝に対する呼称であったり(承和六年九月二十八日)と、日本の天皇そのものを指す例はまたしても見当たらなくなる。『文徳実録』でも、「君後当_レ為_二天子及皇后之母_一。」(嘉祥三年五月五日)や「我当来生得_レ作_二天

子。」(同月同日)など、漠然と「皇位」を示すのみに留まる表現が多く、實在する在位中の天皇を指し示すと解し得る例は見当たらない。

『三代実録』まで来ると、實在の天皇を具体的に指し示す例も漸増し、「天子於_二内殿_一灌仏。」(貞観元年四月八日)「奏_二聞事由於天子_一。」(貞観九年七月十二日)といった例は、「天皇」と意味内容の上で等質な表現と見ることができよう。しかし、『三代実録』中の用例全体を見通せば、やはり具体性に欠けているものがその中心である、すなわち「天子」/「天皇」という呼称の区別について結局は、それ以前の五国史と同様の傾向に落ち着くと言わざるを得ないのである。なお、九世紀までを対象に、六国史以外の歴史文献も調査したものの「天皇」と意味内容の上で交換可能な「天子」の例は、管見に入らなかった。

ここまで六国史を中心に、歴史史料に見える「天子」がいかなる文脈のもとに出現するのかを確認したが、歴史叙述においては「天子」と「天皇」に使い分けがなされており、めいめいに固有の文脈が見て取れることが帰納されたと言えよう。というのは、後者が単に實在の「すめらみこと」を標示するものであるのに対し、前者は、中国皇帝を指す場合以外、實在性や具体性に乏しく抽象度の高い、いわば概念としての「天皇」や「為政者」を専ら表すような表現であるということである。さすれば、〈文〉のみならず〈史〉にも明らかなったはずの「親王伝」の撰者が一体なぜそのような抽象度の高い表現形式を、あえて實在する天皇の呼称として選んだのか、ということが問題になる。そこには、少なくともこの「親王伝」において、

実在性や具体性を捨象ないし価値判断の上位には置かずして、より「臙化した」表現を選んだ、という撰者の表現意識が見て取れるだろうし、考察Aで述べたごとく「臙化」表現がテキストに〈文学〉性を付与し得る点をも考慮に入れば、かような表現性にこそ〈史〉と〈文〉との差異を看取すべきではなからうか。

さて、如上の表現性を帯びた「天子」という語であるが、例えば『日本古典文学大系』における『書紀』注釈では「みかど」のルビ、いわゆる「古訓」が付されている。『書紀』の現存写本には多くの古訓点が記載されているが、本稿の論点に即せば、平安朝における古訓こそが問題となろう。

鎌倉時代より古いとされる『書紀』古点本のうち、院政期に成立したと見られる図書寮本『日本書紀』には紀伝道博士家の大江氏による訓点が施されているが、注目すべきは、巻十二・履中紀と巻十五・顕宗紀にそれぞれ、「天子之百姓」^{ミカドノオホタケガ}、「天子」の古訓が見える点である。当該場面の「天子」であるが、履中紀では「天子の百姓」が車持部の比喻表現として用いられ、その「天子」は特定・実在の「天皇」ではなく漠然と「為政者」を指すものである。同様に顕宗紀でも、「況むや吾立ちて天子たること今に二年……」と、概念としての「為政者」・「皇位」を示す表現として機能している。

ところで、平安時代末までに成立した『書紀』古点本に見える訓読・訓点には、訓法上の古態性を看取し得るといふ指摘が国語学（訓点語学）の側からなされている。例えば築島裕氏は、「日本書紀の古訓は或いは平安初期の頃に（少くとも現存本の如き形態が）固定したと考へる可能性もありさうである」と述べているし、加えて石塚

晴通氏も「これ等は図書寮本の前の段階で既に或る程度生じてゐたものと考へられる」とする¹⁹⁾。さらに小林芳規氏は、特に大江家の『書紀』訓読について、①兼夏本神代紀の「江」注記と、②図書寮本舒明紀に見える訓点を分析し、「将」「当」などの再読字を再読しない点などを挙げて、「院政時代の日本書紀古点本の訓法には、助字の如き、漢字と和訓とに対応関係の存する部分にも、漸次少しずつ新訓法が加入されて来る。……（中略）。しかし、江家の日本書紀の訓法には未だその影響が見られないのである」と指摘する²⁰⁾。なお、小林氏は、このような古態性の背景を、『書紀』は「平安中期以降、卜部家訓説より前には絶えず講究されることも少く、儀式的なものとして、旧態を尊ぶことが重んぜられた」ためとしている。

図書寮本の加點（移点）時期それ自体は院政期であつたにせよ、国語学のかような指摘に鑑みれば、この「天子」の訓もそれ以前、すなわち平安朝前期の様態を保持していることが、もはや可能性の域を超えて十分蓋然的であると言えよう²¹⁾。

かくして、具体性や実在性に乏しく、抽象的に「為政者」、すなわち概念としての「天皇」を意味する表現として機能している「天子」に「ミカド」の古訓が見える事実は示唆に富む。「親王伝」内部における君主号への意識に鑑みれば、その撰者は、実在する個別の天皇を指す場合においても、その具体性には力点を置かず、あくまでその天皇「性」ないし為政者「性」それ自身を前景化させることを「親王伝」の中で意図していた、と言い得る点は前述の通りであるが、そこに、今確認した『書紀』古訓が伝える「ミカド」を考え合わせると、君主号の呼称という点に明確な区別意識が見える「親王伝」

が描く天皇——具体的には仁明——は「すめらみこと」ではなく「みかど」であった、と言うこともできるのかもしれない。

平安朝中期に至って花開く王朝物語文学において、天皇^{II}為政者を指す「帝」は独自の世界、虚構の国家を構築しているという指摘がある。⁽²²⁾これは十分認めてよい言説だと思われるが、そこに見られる虚構への指向性は、「親王伝」における「天子」という表現形式が事実性を捨象する方向にあるという本稿の指摘と重なる。高橋亨氏も「一般的にみて、「みかど」「うち」「うへ」などは私的な身内における表現で、「天皇」や「帝王」「すめろぎ」などは公的なかしまった性格が強く感じられる」と述べるが、例えば平安朝の物語に象徴されるごとく、「文学」という堂為自身が既に「私的」なものであることは今更述べるまでもない。かように、「親王伝」に描かれる天皇が、呼称の区別における「公／私」という二元的図式の中で、「私」に属する「天子」であるという点からも、「文学」性ないし「文学」意識が「親王伝」のテキストに結実していると言えはしないだろうか。

四 表現をめぐる考察 C

最後に、考察 A・B では取り上げなかった、「親王伝」独自の内容を伝える記述について考えてみたい。さしあたっては、ある「表現」を抽出せんとする問題意識や発問、あるいは立論それ自体、一歩間違えば恣意的なものになりかねないという危惧もあるが、ここでは「文学」との関わりを重視し、その詳細は個別の表現に即して説明し

よう。

○昔者天平末、大臣吉備真吉備、勅^三高野天皇^一、幸^二大学^行此礼^一。其後八十余年、廢而不^レ行。今太子心存^二興復^一、亦甚為^レ佳。

所引の「親王伝」は全ての現存本における冒頭部分だが、直前に欠文のあることを最初に触れておかなければならない。通行本『統群書類従』は当該箇所直前に「(旧本卷首一葉闕)と記し、京都大学附属図書館蔵「恒貞親王伝残編」(貞享二年書写)にも同様に「旧本卷首一葉闕」の注記がある。前掲注4後藤論文は、『後拾遺往生伝』のテキストによってその直前部を「太子(恒貞)從容奏曰、皇太子当^二釈奠^一礼^二大学^一、是旧儀也。此礼久廢。未^レ知^三所以^一也。天皇(仁明)勅曰、と補っているが、それに続く記述も多少の本文異同こそあれ『統群書類従』所収テキストと同内容を示している点から、稿者も後藤昭雄氏の校訂、そして「釈奠に際しての天皇幸学、皇太子視学は、奈良朝末期以来、行われることがなかったが、恒貞親王は皇太子としてこれを再興した」という解釈に従う。

さて、今取り上げるべき表現として、語り出しの「昔者」に注目したい。多く「むかし」「いにしへ」などと訓まれる表現であり、「親王伝」中にはこれを含め三例(「親王昔者受^二史伝^一……」／「語云、昔者荆軻為^二燕太子^一……」)が見られる。かかる「昔者」が見える著者名な「文学」テキストとしては、『万葉集』卷十六「由縁ある雑歌」がまず挙げられよう。

◇昔者有^二娘子^一。字曰^二桜兒^一也。于時有^二壮士^一。共誂^二此娘^一、而捐^レ生格競、貪^レ死相敵。

『万葉集』三七八六・三七八七(題詞)／新日本古典文学大系④・12頁)

かように、卷十六の題詞に三例(三八〇三、三八〇四)、左注に一例(三八〇八)見え、その他『風土記』(豊後国、肥前国、逸文)といった上代文献に見出される表現である。

さらに、「親王伝」の成立からそう下らない時期に成立したと思しき『伊勢物語』の「昔、……」や「竹取物語」の「今は昔、……」といった語り出し、すなわち時間的な言及を含む冒頭表現も想起されてこよう。かくして、近接して誕生する仮名散文学との関連が認められる点においても、この「昔者」は「文学」的問題を孕んでいると言えよう。

勿論「文学」テキストに多く例を求め得るといふ理由で即座に「文学」的な表現である、と断言するのは軽率であり、以下に掲出する例を見ても、「昔者」とは一般的な「文学」作品に固有の表現だといふわけでもないのである。試みに六国史を検すれば、十八の例が見られる。その幾何かを左に掲出しよう。

◇太政官奏、「懸像失_レ度、亢旱弥_レ旬。……(中略)。昔者。周王遇_レ早、有_二雲漢之詩_一。……」

(『続日本紀』靈龜元年六月十二日／新日本古典文学大系①・230頁)

◇天皇禪_二位于氷高内親王_一。詔曰、「乾道統_レ天、文明於_レ是_レ數_レ曆。大宝曰_レ位。震極所以居_レ尊。昔者。揖讓之君、旁求歷試、干戈之主、繼_レ体承_レ基、貽_二厥後昆_一、克隆_二鼎祚_一。……」

(同・靈龜元年九月二日／同①・232～234頁)

◇陸奥国牡鹿郡倅囚外少初位上敷七等大伴部押人言、「伝聞、押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。昔者、先祖大伴部直征_レ夷之時、到_二於小田郡嶋田村_一而居焉。……(中略)。許_レ之。

(同・神護景雲三年十一月二十五日／同④・270頁)

◇正四位下因幡權守南淵朝臣永河卒。……(中略)。昔者嵯峨太上天皇在藩之時、与_二朝野鹿取、小野岑守、菅原清人等_一、共侍_二読書_一。……(中略)。卒時年八十一。

(『日本文徳天皇実録』天安元年十月十二日／新訂増補国史大系・103頁)

『統紀』に十例、『文徳実録』に三例、『三代実録』に五例が見えるが、例えば靈龜元年九月の記事は元明による氷高内親王(＝元正)への讓位の「詔」であるし、神護景雲三年の記事も、大伴部押人による「上言」(の中に見える引用文)である。なお、この「上言」は、俘囚から調庸民、すなわち公民へと身分を変更してもらうようお願いしたものである。かくのごとく、『統紀』では例外なく詔・勅・上表・卒伝など地の文ではない箇所⁽²⁵⁾に立ち現れてくることが判明し、続く『文徳実録』と『三代実録』においても、かなりの割合で薨卒伝や台詞・発話の中に見えるという点、傾向としては結局『統紀』の場合と同断なのである。

さて、六国史中において「昔者」がしばしば出現する文脈、すなわち詔・勅・上表、あるいは卒伝は、地の文と比較して、どのような特徴を持っていて、またいかなる言説として具体的に定位され得るのか。やや長くなるが、坂本太郎氏の指摘を仰ぐ。

史実の取捨選択を行なうとともに、文に潤色改削を施したものと

である。その過程において文学的要素の加わる余地を開いているのである。なぜならば事実を挙示し、精神を高揚するために、文を練り辞を修し、その書によって後世の今を見ること、なお今の昔を見るようにしたいと、読者の理解と共感を求めたものである。その表現の苦心は文学者の創作にあたる苦心と同じであり、文学的な活動の重要な要素がそこに見られると思われるからである。それを具体的な事実についていえば、まず個人の伝記である。…(中略)。次に詔・勅・官符・奏言・上表・願文の類……(後略)。

以上、坂本氏は六国史中の詔・勅・上表など、その表現中に「(文学)性」の存することを認めているが、十分肯まれるべき指摘であろう。目下問題にしている「昔者」という表現形式が六国史において、坂本氏の指摘のごとく多くの文飾や修辭を伴う言説である詔・勅・上表といった文脈の中に現れるものであるという事実は、かかる表現形式が(文学)性を有することの傍証たり得よう。

なお、「親王伝」には「昔者」と類似する、過去を示す表現として「初」という語が四例見える。ただし、うち一例は「以前」といった意味には解せないもので、左に掲出しない。

◇初天長九年、親王年始八歳。猶保育在_二於内裏_一。嵯峨太上天皇聽_レ其好音_一、召令_レ彈_レ琴。

◇親王初在三東宮、尤好_二三_一图画_一。或進_レ偃息図一卷_一。

◇初元慶末、天子遜_二於陽成院_一。時太政大臣昭宣公、属_二心於親王_一。

しかし、右に掲げた三例を見れば、これらの「初」は先に挙げた

「昔者」よりも具体的な過去を示していることがわかる。「昔者」と「初」には、それが表す具体性の程度という点において、決して同列には語り得ない違いが存しているのではなからうか。この二者を比較してみれば、「親王伝」中の「昔者」という表現は、より抽象度の高く、漠然とした過去を示す機能を担っている、と定義できよう。

すなわち、同時代ないしは後代の「和」文の(文学)作品にも繋がってくるという点において(文学)的問題を内包する「昔者」が、六国史の例を帰納するに文飾や潤色が多く施される文脈に立ち現れる表現形式であること、加えて、「親王伝」において具体性・実体性を離れ、より抽象的な過去を指向する表現として機能していること、この二つの表現性に(文学)的意義、あるいは(文学)の萌芽を見出すべきではないか。先にその表現上の繋がりがある点を言及した、「和」文の(文学)の語り口について、室伏信助氏の指摘は次のごとくなる。⁽²⁷⁾

従って「昔」という時制は、その中に存在する対象(ここでは翁)と直接つながり得る距離を表すものとして措定される。ところが、「竹取物語」では「今は昔」と言い、「き」ではない「けり」でそれを承けている。…(中略)。文学史の上で、王朝歌物語の始祖ともいわれる『伊勢物語』が、その冒頭表現の多くに「昔、男ありけり」を用いるが、この場合の「昔」は、先に見た漢文訓読語圏の「昔」ではありえない。なぜならば、この「昔」は「けり」で承けられているからである。

それぞれ「今は昔、……」／「昔、……」から語り出される「竹取物語」／『伊勢物語』について、どちらも「昔」と「今」を峻別し、

距離を置くような意識が見てとれると指摘されていることを確認したが、無論「竹取物語」や「伊勢物語」と同様に「親王伝」における「昔者」の結びも「けり」としてよいとはいえないし、それらの〈文学〉テキストがあくまで「和」文の「物語」である以上、アプリアリに「漢」文の「親王伝」と同一視するのは早計である。

しかしながら、前述のごとく「親王伝」における「昔者」が特定可能な具体的過去よりもむしろ抽象的で漠然とした過去を指向する表現であったこと自体、事実性を捨象する点において〈文学〉性を担保していると言えようが、それだけに留まらず、かような表現性の中に、同時期の〈文学〉テキストが「昔」を「今」から峻別し、距離を置こうとした姿勢と通底するものを見て取ることは決して不可能ではないはずである。加えて、「親王伝」中に三例あるそうした「昔者」の全てが、正史に見えない「親王伝」独自の内容を伝える箇所用いられている点もその傍証ではなからうか。

五 結語

以上、「恒貞親王伝」に見えるいくつかの表現を考察し、「闕」於天子^二という表現に平安文学の特徴の一つとも言える離化性が求められる点や、「天子」の呼称は事実性を捨象し、より抽象的な表現となる点、「昔者」という語り出しは歴史叙述において地の文ではなく文飾や修辭を多く伴う卒伝や詔勅のごとき文脈に出現するものであり、さらにそれが同時代の〈文学〉テキストが過去を今から峻別しようとした姿勢と相通するものでもあった点を明らかにし、それら

が全て〈文学〉の萌芽たりうることを明らかにしたつもりである。

なお、現存の「親王伝」が漢文「伝」という形式で叙述されている以上、あくまで表向きは、具体的でありなおかつ真実味があるという事実性を纏っていたであろうことも認めなくてはなるまい。だが、この「親王伝」は九世紀後半の文人によつて記されたと思いきテキストであるが、彼らの中には歴史叙述に携わる者もあり、〈文〉と〈史〉といずれの素養も有していた。それは正史の編者も同様であろう。さすれば一体なぜ、かかる状況において、同じ内容を記述しようとしたテキストでありながら、漢文伝と正史との間に〈表現〉叙述の方法〉において明確な差異が生じてきたのか、そしてそれはどのようなことを意味しているのか。これは決して、単にテキストの撰者／編者が異なるという属人性に帰されるべき問題ではないのである。

本稿で取り上げた表現に見える表現性は、従前の研究史が説く「正史には表出不可能な政治的批判意識によつて、恒貞に好意的な書き方がなされた」というごとき「読み」では決して説明しきれないものである。「恒貞親王伝」ひいては「漢文伝」の表現世界の地平を拡大していくためには、小さなことかもしれないが、表現の具体相を子細に分析することで、テキストが内包している性格を明らかにすることが不可欠であろう。

注

(1) 今井源衛「漢文伝の世界」同「今井源衛著作集 第八巻」(平

- 一七・十一、笠間書院。初出・昭三二)
- (2) 所功『恒貞親王伝』撰者考。皇学館大学人文学会(編)「皇学館論叢」二一一(昭四四・二)参照。
- (3) 和田英松『本朝書籍目録考証』(復刻版平二・二二、バルトス社)
- (4) 後藤昭雄『漢文学史上の親王』同『平安朝漢文学論考』(補訂版平一七・二、勉誠出版。初出・昭四八)
- (5) 前掲注1今井論文。
- (6) 『群書解題』第四上、伝部(一一)
- (7) 前掲注2所論文。
- (8) 渡辺秀夫『漢文伝と史書と物語と——『讒僧の廃太子』・恒貞親王伝』断章——』至文堂(編)「国文学 解釈と鑑賞」五六—一〇(平三・一〇)
- (9) 前掲注1今井論文。
- (10) 「関」について、『続群書類従』と京都大学附属図書館蔵「恒貞親王伝残編」は「關」に、前田育徳会尊経閣文庫蔵「諸寺縁起集」は「開」に作るが、そもそも「開」では文意不明となり、「関」も一見文意が取れそうな感があるが、六国史等の歴史史料を検してみれば、例えば「且以為、飛鳥寺不_レ可_レ関_二于_一司_二治_一」。(『書紀』天武天皇九年四月)、「其職近_二三大納言_一、事_二関_一機密_二」。(『統紀』慶雲二年四月十七日)、「宣_レ勅曰、『汝_二男_一乙_二繩_一関_二兇逆_一之事_一。宜_二禁_一進_二者_一。』(同・天平宝字元年七月九日)のごとく、「△△(動作主体ないし主題)関_二○○(事象)」という語構成を取るのが一般的な語法なので

- あり、少なくとも「関_二於_一……」という形式を取る例は一例だに求め得ない。もし「太子(恒貞)〈ガ〉謀反〈ニ〉関_レわつている」という内容を示すとして、「太子_二出_レ豈_レ可_レ関_二於_一此_一。謀_レ反_二」などであるならば理解もできようが、群書類従本と京大本の形態では、現存本文を肯定し採用する理由は見出せず、本文改訂の必要性が生じる。字体相似による誤写の可能性を鑑みれば「関」と改訂するのが最も適当であり、なおかつ「関_二於_一……」(……を_レに_レ関_レ)という語構成自体は、「諸任_レ官者、同知_二職掌_一。或病_レ或使、有_レ関_二於_一事_一」。(『書紀』推古天皇十二年四月三日)、「五色大雲、滿_レ覆_二於_一天_一、而_レ関_二於_一寅_一」。(同・皇極天皇二年正月朔)、「政未_レ治_二於_一南_一薰_一。化_レ猶_レ関_二於_一東戸_一」。(『統紀』延暦四年五月十九日)のごとく、六国史内だけでも幾何かの例を得られる。附言すれば、尊経閣文庫蔵本は鎌倉時代まで遡る古写本であるが、その現存最古の写本においてさえ「続群書類従」と同一箇所_二に欠文を残しているという事実もまた、現存本文の限界性と推測批判による本文整定の必要性を物語るものであろう。
- (11) 山口仲美「仮名文学の隗化性の問題」同「山口仲美著作集 2 言葉から迫る平安文学 2 仮名作品」(平三〇・一〇、風間書房。初出・昭五三)。
- (12) 本位田菊士「古代日本の君主号と中国の君主号——「大王」号・「天皇」号の成立をめぐる——」史学会(編)「史学雑誌」九〇—一一(昭五六・一一)
- (13) 川口勝康「天皇の成立について——天子から天皇へ——」

- 東京都立大学人文学部(編)『人文学報 歴史学編』三六(平二〇・三)
- (14) 「君主号」をめぐる研究史については、河内春人『日本古代君主号の研究——倭国王・天子・天皇——』(平二七・二、八木書店)の序章を参照。
- (15) ただし「例外」として、「奉_レ迎_レ仁_レ和_レ」天皇」という表現が作品終盤に見える。この「仁_レ和_レ天皇」は光孝を指すが、六国史等の歴史文献にも「〇〇(年号)+天皇」という形式の表現は見出せず、むしろ「仁_レ和_レの帝」という表現が『伊勢物語』(第四百四段)や『古今集』の題詞(二二、二四八、三四八、三九六)といった〈文学〉テキストに求め得るのである。かかる事実もまた、「伝」の〈文学〉性に通ずる。
- (16) 前者は射、後者は後宮での曲宴と、共に宮廷行事に関する内容であり、政治的色彩の薄い文脈に現れるものであることに注意したい。
- (17) 図書寮本については、石塚晴通『図書寮本 日本書紀 研究 篇』(昭五九・二、汲古書院)に詳細な考察があり、稿者も参考にした。
- (18) 築島裕「日本書紀古訓の特性」同『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(昭三八・三、東京大学出版会。初出：昭三〇)
- (19) 前掲注17石塚著書。
- (20) 小林芳規「日本書紀における大江家の訓読について」『國學院大學(編)『國學院雑誌』七一一—(昭四五・一一)
- (21) 前掲注20小林論文の「図書寮本舒明紀の訓法は、助字を含め
- て本文の漢字に対する訓法には、平安初期の古い訓が伝えられている」という指摘も、稿者の主張を裏打ちするものである。
- (22) 小町谷照彦・倉田実(編)『王朝文学文化歴史大事典』浅尾広良(執筆)「天皇制」(第二版平二四・四、笠間書院)
- (23) 高橋亨「物語の「みかど」と「天皇」」同(編)『源氏物語と帝』(平一六・六、森社)
- (24) 『万葉集』巻十六だが、目録に「有_レ由_レ縁_レ雑歌」と記す一方、本文巻頭には「有_レ由_レ縁_レ雑歌」とある。本稿ではひとまず前者を採用した。
- (25) 『書紀』持統天皇四年七月七日条に「蓋昔者_二到_二宮門_一而着_二朝服_一乎。」とあるが、『岩波文庫』は「書紀編者の私案で、もと分注か。」と見る。「蓋_レ乎」という表現は他に、大化二年三月二十二日条、天智四年条、天智十年正月条に見えるが、全て小字双行の分注であり、当該部分も例に漏れず元分注であったであろうという『岩波文庫』の疑念を肯い、検索対象からは外した。
- (26) 坂本太郎「六国史の文学性」同『坂本太郎著作集第三卷 六国史』(昭六四・一、吉川弘文館。初出：昭三九)
- (27) 室伏信助「竹取物語の文体形成」同『王朝物語史の研究』(平七・六、角川書店。初出：平二二)。また、山本登朗『伊勢物語論 文体・主題・享受』「文体と方法」(新装版平二九・六、笠間書院)も、伊勢物語における「昔」について同趣の指摘をしている。加えて、塚原鉄雄「物語冒頭の史的展開——王

朝仮名文学の発展——」（大阪市立大学文学部（編）「人文研究」九—二（昭三三・二二）も、「昔」「昔者」という表現を、「素材の〈非現在性〉」を規定して、過去と現在の違いを明らかにするような言辭であると捉えている。

【付記】

本稿における「恒貞親王伝」の本文校訂・確定にあたっては、京都大学附属図書館ならびに前田育徳会尊経閣文庫のご厚意により、資料の閲覧、複写、翻刻利用の許可をいただきました。貴重な資料を利用させていただいたことに、記して深く感謝申し上げます。

（かわの ともや・北海道大学大学院修士課程在学中）